

令和4年度第2回北海道社会教育委員の会議兼第16期北海道生涯学習審議会  
議事録(案)

○日時

令和4年(2022年)12月20日(火)14:00～16:00

○会場

道民活動センター(かでの2・7) 8階 創作実習室(オンライン開催)

○出席者

【委員】

吉岡議長兼会長、白石副議長兼副会長、近江委員、大原委員、岡部委員、響田委員、杉澤委員、田丸委員、平田委員、松井委員、松田委員、三石委員、宮田委員、遊佐委員、渡邊委員

【事務局】

山上局長、桑原課長、山田課長補佐、長岡主幹、石川係長、川崎主査、松浦主査、佐々木主査、伊藤主査、齊藤主査、齊藤社会教育主事、齋藤主事

○次第

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

(1)第1回会議議事録(案)について

(2)今期の審議について

ア 説明

(ア)公民館の役割等について

(イ)図書館の役割等について

イ 事例発表

(ア)恵庭市島松公民館の取組について

(イ)帯広市図書館の取組について

ウ 協議

公民館及び図書館等について

4 その他

(1)北海道子どもの読書活動推進計画(第五次計画)(原案)の意見の聴取について

(2)今後のスケジュールについて

5 閉 会

(山田課長補佐)

本日は、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンラインでの御出席に御協力をいただき感謝申し上げます。なお、Z o o mにつきましては、やむを得ず接続障害が発生する場合がございますので、その場合にはお手数ですが再接続するなどの御対応をお願いいたします。

本日は委員 15 名中 14 名が出席されておりますので、「北海道社会教育委員の会議運営に関する規程第 5 条」及び「北海道生涯学習審議会条例第 5 条」により、本会議が成立していることを御報告いたします。なお、松田委員が途中からの御参加となっております。また、本会議は北海道行政基本条例第 5 条第 2 項並びに北海道情報公開条例第 26 条の規定により原則公開となっております。本日は、一般の傍聴者はおりませんが、北海道通信社から取材の申込があり、許可しておりますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、配布資料ですが、開催要項のとおり資料 1 から資料 7 - 3 となっておりますので、お手元に御用意をお願いいたします

それでは、ただ今から、「第 2 回北海道社会教育委員の会議兼第 16 期北海道生涯学習審議会」を開催いたします。開会にあたりまして、生涯学習推進局長山上和弘より御挨拶を申し上げます。

(山上生涯学習推進局長)

教育庁生涯学習推進局長の山上です。開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

吉岡議長をはじめ、委員の皆様には、日頃から、本道の生涯学習の振興、社会教育の推進につきまして、格別の御支援と御指導を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、今期の会議では、「北海道の社会教育施設が果たすべき役割～全ての人の可能性を引き出し、ウェルビーイングを実現する生涯学習・社会教育～」というテーマのもとで審議を進めていただくことになっており、先週 14 日には恵庭市の島松公民館、翌 15 日には帯広市図書館への現地視察を実施し、公民館や図書館における、先進的な取組についての情報を収集することができたと伺っております。師走の多忙な中で御参加いただきました皆様には、この場をお借りして、深く感謝を申し上げます。

本日の会議では、現地視察の報告に加えて、社会教育施設の役割や現状等について事務局から説明させていただき、道民の皆様が豊かな生活を送り続けることができるよう、その拠点となる社会教育施設に望まれる姿について、議論を深める機会にしたいと考えておりますので、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をお寄せくださいますようお願いいたします。

結びになりますが、今後とも本道の生涯学習の振興、社会教育の推進に対して、引き続き御指導を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たっての挨拶といたします。

(山田課長補佐)

山上局長につきましては、用務の都合により退席させていただきます。ここからの進行は、吉岡議長兼会長をお願いいたします。

(吉岡議長兼会長)

それでは、議事に入ります。議事(1)第1回議事録(案)について事務局から説明をお願いします。

(石川係長)

御説明します。資料 1 を御覧ください。事前に議事録(案)をお送りし、御確認・修正をいただいておりますので、内容に御異議がなければこの案のとおり確定したいと思いますがいかがで

しょうか。

(吉岡議長兼会長)

ただ今説明がありました、よろしいでしょうか。それでは第1回議事録を確定します。次に議事(2)今期の審議について、事務局から説明をお願いします。

(山田課長補佐)

それでは私から、前回、第1回会議における皆様の御発言を元にして作成いたしました、「資料2 今期のまとめの全体構想(案)」について、説明をさせていただきます。先月、11月10日(木)、今後の会議における議論の柱やポイントを明確にするため、吉岡議長、白石副議長と事務局との間でZoomによる打合せを行い、57センテンスを抽出し、先ほど皆様に御承認いただきました第1回議事録の案段階のものを元に、いただいた御意見を整理し、その傾向が見えたところで①～⑥の要素に分類し、今期の「審議のまとめ」の全体構想(案)を作成してみたところです。

それでは、内容について説明してまいります。今期のテーマは、「北海道の社会教育施設が果たすべき役割～全ての人の可能性を引き出し、ウェルビーイングを実現する生涯学習・社会教育～」ということで前回の会議で確認しましたので、中段③からの説明で申し訳ありませんが、施設の現状について、調査可能な範囲で論じていただき、次に、そうした現状課題に対応するとともに、戻りまして、議長冒頭文とする予定の①で示す、理想とする姿を目指すために、④では、今後、「施設に求められる新たな役割」ですとか「積極的に担っていくことが望ましい役割」などについての議論を展開していただく、という案でございます。

そのため、事務局としては、本日もこのあと予定しておりますが、今後の会議についても、必要な情報を提供いただける事例紹介の機会を設けたり、必要に応じて追加で調査を行ったりするなどして、皆様による議論をより促進するための手立てを講じていきたいと考えております。

④で新たな役割等について述べた後、⑤では、そうした理想のために、「施設運営に係る教育委員会職員」や「施設に勤務する職員」、「公民館主事、図書館司書などの専門的職員」や「施設の運営を支援する人材」などが身に付けていきたい資質・能力などについて言及していただき、最後の⑥では、④・⑤を実現していくために、道教委として取り組むべき施策や事業について北海道社会教育委員から提案・提言していただく、というような形で締めてはいかがでしょうか、という全体構想でございます。説明を飛ばしてしまっている②については、法令やこれまでの中教審などで論じられてきた施設のもつ本来の役割について、事務局の方でまとめて、文案を提示させていただこうと考えております。

なお、本年、来年の社会教育委員による「議論のまとめ」を作成するために協議できる機会は、本日を含めて、あと4回ほどを予定しております。

本まとめのメイン・核となる③～⑥については、今後の会議の「どのタイミング」で「どの部分について」御意見をいただくかを、議長・副議長とも、都度、打合せを行いながら計画していく予定ではありますが、各会議における議論の展開によっては、他の項目に関係して御意見をいただく場合もあると思いますので、司会をされる吉岡議長には、御苦労をおかけいたしますが、その場に応じて、フレキシブルに進行していただきますようお願いいたします。

事務局では、次回会議において、「もっと掘り下げたい部分」、「まだまだ御意見をいただきたい部分」、「新たなアイデアを盛り込みたい部分」などを明らかにするため、毎回、皆様の御議論を見える化するため、会議後に、この資料2をどんどん更新していき、最後にまとめたいと考えております。

最後に、議論の過程で、また、現時点でも構いませんが、「このような取組をしている施設の話を知りたい」ですとか、「こういう取組をしている施設があるらしいので、事例紹介をお

願いたい」といった情報がございましたら、このような御時世、オンラインで現場とつなぐことは十分に可能ですので、道内外を問わず、是非、情報提供をいただければと考えております。以上、簡単ではございますが、今期の審議について、提案させていただきました。御議論、よろしく願いいたします。

(吉岡議長兼会長)

ただ今の説明に、御意見等がありますか。

(意見なし)

(吉岡議長兼会長)

事務局の説明にもありましたが、変化に応じて対応することとして、この資料をベースとして、今後協議を進めて参りたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。続きまして、アの説明ですが、前回の会議で、委員の皆様から本来施設が担ってきた役割などについて整理したいという御意見をいただきましたので、本日は、公民館と図書館の設置目的などについて説明をいただく時間を設けました。初めに公民館の役割について、事務局から説明をお願いします。

(川崎主査)

それでは、公民館等の役割について、御説明いたします。9月の第1回会議で御承認いただいたとおり、今期は、「北海道の社会教育施設が果たすべき役割」について議論を深めていくこととなりますが、地域の方々にとって身近な公民館を取り上げ、設置の背景、現状や課題、そして期待について、皆さんと共有させていただきたいと思っております。

公民館の役割については、2009年に文部科学省が作成したパンフレット「公民館」によると、地域住民のために社会教育を推進するための中心的な役割を果たし、住民同士が「つどう」「まなぶ」「むすぶ」ことを促し、人づくりや地域づくりに貢献する施設として示されています。次に、公民館の歴史についてですが、公民館の始まりは昭和21年で、この年に出された文部次官通牒「公民館の設置運営について」により、公民館の設置目的、機能、運営方法などがより詳細に示されています。当時の文部省社会教育課長である寺中作雄が著した「公民館の建設」に書かれていることが、寺中構想とも呼ばれ、第二次世界大戦後の日本で、新しい民主的な国を作っていく上で、公民館が地域における社会教育、自治振興、産業振興を進める上で欠かせない拠点になることが示されています。

公民館の機能については、社会教育・社交娯楽・町村自治振興・産業振興・青年養成の5つの観点を示し、地域の中核機関となることを標榜しています。次のスライドは、公民館運営上の目的を図によって示したもので、読んでみますと、「民主的社会教育機関です」「村の茶の間です」「産業振興の原動力です」「民主主義の訓練場です」「文化交流の場です」「郷土振興の機関です」と、極めて分かりやすい言葉で読者に伝えていきます。歴史について話を戻しますと、昭和22年制定の教育基本法では、「国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって教育の実現に努めなければならない」と示しています。また、昭和24年制定の社会教育法では、公民館の目的、事業、設置、職員等に関する内容が条文中に明記されています。法第20条には、公民館の目的が示され、同法第22条においては、公民館の事業を6点示しており、その内容としては、定期講座の開催、討論会や講習会等の開催、図書や記録、模型や資料等の整備と利用の促進などがあげられています。

続きまして公民館の現状と課題について説明させていただきます。これは、全国の公民館数の推移を示すもので右肩上がりでしたが、平成11年度の18,257館をピークに、その後は減少に転

じ、令和3年度には13,163館と減っている現状にあります。その背景には、市町村合併等による公民館の統廃合、教育委員会から首長部局への移管に伴って市民センターやまちづくりセンター等への移行などが考えられます。また、公民館それぞれに専任の公民館主事がない状況も見られます。どんなことをしているかですが、令和3年度の社会教育調査の結果を見ますと、公民館における学習内容別学級・講座の割合については、一番多いのが「教養の向上」36.4%、続いて「体育・レクリエーション」20.3%、「家庭教育・家庭生活」13.5%の順となっています。より詳細を見ますと、「教養の向上」については、「趣味やけいこごと」がそのうちの8割を超えています。一方で、「職業知識・技術の向上」「市民意識・社会連帯意識」「指導者養成」ということについては、実施の割合が高くない現状にあることが結果から分かります。調査結果を見ますと、寺中が約70年前に描いた公民館の姿とは異なる現状も見られますが、実際の取組を見ていくと、直面する地域課題に正面から向き合い、公民館利用者や地域住民からの協力を得ながら活発に活動を行い、地域の活性化に大きな役割を果たす公民館が道内各地には数多くあると考えています。

次は、平成30年12月に示された、答申「人口減少社会の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」についてです。その中では、地域における社会教育の意義と役割については、Society5.0の実現や持続可能な開発目標の採択など社会の大きな変化を受けて、「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」といった社会教育の特色や機能を発揮した取組をもう一度見つめ直してさらなる充実が期待されています。答申の中では、新たな社会教育の方向性として、「住民の主体的な参加のためのきっかけづくり」、多様な主体との連携・協働によって、「ネットワーク型行政の実質化」、社会教育主事など、「地域の学びと活動を活性化する人材の活躍」、そして、これら3点の取組によって、「開かれ、つながる社会教育」を作り上げていくことが示されています。そのための具体的な方策としては、SNS等も活用した「学びへの参加のきっかけづくりの推進」、また、NPOや企業、高等教育機関等を取組の中に巻き込むなど、「多様な主体との連携・協働の推進」をあげており、また、社会教育委員との連携や確実な社会教育主事の配置など、「多様な人材の幅広い活用」や、社会教育施設を複合施設として整備することやクラウドファンディングを活用するなど、「社会教育の基盤整備と多様な資金調達手法の活用等」もあげられています。その上で、特に公民館には、「住民が主体的に地域課題を解決するために必要な学習を推進」や「学習の成果を地域課題の解決のための実際の活動につなげていく」こと、そして、「地域コミュニティの維持」や「防災拠点としての役割」なども求められています。

最後に、今年8月の「第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」を紹介します。この中では、全ての人のウェルビーイングを実現し、共に学びあう生涯学習・社会教育に向けて、公民館等の機能強化を強調していますが、その中では特に、①社会的包摂の実現や地域コミュニティづくり、子どもの居場所など、「公民館等の役割の明確化」、②公民館が地域コミュニティの基盤として機能するため、共同学習や交流を促す「リアルとオンライン双方の活用」、③コロナ禍における学習や交流の充実に向けて、「公民館等のデジタル基盤の強化」を示しています。また、④情報通信技術の急速な進展にともなって、インターネットやコンピュータを使える人と使えない人との間に生じる情報格差をあらわす「デジタルデバイドの解消」などの必要性にも触れています。また、⑤他機関との積極的な連携により、公民館の自前主義からの脱却や、住民の意向を反映できる運営や評価の在り方の見直しについても強調されています。これまで説明してきましたように、公民館を含む社会教育施設への期待は大きいものがあります。一方で、それぞれの施設が抱える課題は少なくなく、このような状況を踏まえて、道内の社会教育施設においてはどのようなことが必要になるのか、皆様からの貴重な御意見をいただいて、議論を深めていきたいと考えています。

(吉岡議長兼会長)

説明に関する御質問はまとめて行いますので、続いて図書館の役割について、説明をお願いします。

(伊藤主査)

社会教育課で読書を担当している伊藤と申します。前職は、道立図書館の企画支援課におり、道内の市町村立図書館を訪問したり、研修の企画・運営を担当しておりました。本日は、市町村立図書館の役割について御説明いたします。

本日の内容です。初めに図書館の定義を確認した上で、図書館運営の基本や、各種サービス等について、簡単にお話しいたします。図書館の定義についてですが、「図書館法」第二条では、「図書館とは、図書、記録、その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」と定義されています。そのうち、地方公共団体が設置した施設が公立図書館、法人が設置した施設が私立図書館となります。道内では、中央区にある「ふきのとう文庫」という子ども図書館が、私立図書館になります。図書館の法的基盤については、日本国憲法の「思想・良心の自由」や「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」「教育を受ける権利」などの基本的人権に基づいています。憲法の精神にのっとり「教育基本法」では、「国民一人一人が、豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって学習することができなければならない」とうたっており、この「教育基本法」の精神にのっとり、「社会教育法」が制定されています。そして、「社会教育法」の精神に基づいたのが「図書館法」になり、国民の教育と文化の発展に寄与することを目的としています。図書館に関連する法律や基準としては、このようなものがあります。図書館法が制定されたのは昭和25年ですが、なかなか図書館を設置するための基準ができず、平成13年に「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」ができ、平成24年にはそれを改正し、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」が策定されましたが、数値的な基準にはいたっておりません。近年では、令和元年に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」いわゆる「読書バリアフリー法」が制定され、国や地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい読書環境づくりを進めることとされています。その他、図書館の業界で大切な理念ともなっている代表的なものがこれらのもので、特に日本図書館協会の「図書館の自由に関する宣言」は、国民の思想・言論の自由や民主主義を守るものとして、「利用者の秘密、プライバシーを漏らさないこと」などが重要視されています。

それでは、道内にはどのくらい図書館があるのでしょうか。すべての市町村に「図書館」があるわけではありません。令和4年4月1日現在では、179市町村中106市町村、59.2%の市町村に図書館が条例で設置されています。なお、5月には古平町が新しい役場庁舎内に図書館を条例設置したので、現在は107市町村、59.8%の設置率ですが、全国平均の77.3%には20ポイント近く届いておりません。図書館のない自治体でも、すべての自治体で「公民館図書室」や「生涯学習センター図書室」を置いており、「図書館同種施設」と呼び、それらを含めて図書館等としておりますが、図書館と図書室の大きな違いとは、実は、施設の中で複写サービスができるかどうかだけです。著作権法第31条により、条例で定めた図書館やその他の政令で定めた施設で、司書に相当する職員がいる場合のみ、複写ができることとなっています。しかし、自治体がきちんと条例を定めて図書館を設置しているということは、住民が等しく学ぶ・知る権利を自治体が保障し、専門の職員を置いて資料を収集、保存し住民に提供するというしくみを、責任をもって行っているかどうか、という基準になるとも言えます。これは、令和2年度の数値ですが、人口規模別に見た図書館の設置状況です。人口1万人以上の自治体では、図書館設置率は9割前後となっていますが、規模の小さな自治体ほど図書館の設置率が低くなっており、情報格差が生じて

いると言えます。

運営の基本についてですが、図書館の運営については、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の総則において、「知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料」これは、電磁的記録、つまり紙に書かれたいわゆる本だけでなく、DVDや電子書籍なども含めて図書館資料と呼んでいます。「資料や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスのほか、地域の情報拠点として、地域の実情に即した運営に努めるもの」とされています。つまり、そのまちの図書館に来れば、まちの情報がすべて集まっているように努力することとされています。先日視察に行かれた帯広市図書館も、ビジネス支援や食文化の情報発信など様々な取組を行っていて、素晴らしい運営をされていたのではないかと思います。

次に、図書館サービスについてですが、運営の基本に基づいて、どのようなサービスをする必要があるのかといえますと、図書館法第三条には、「土地の事情及び一般公衆の希望に沿い」、つまり、地域課題や住民の要望に合わせることで、また学校教育を援助し、家庭教育の向上に役立つよう留意することと書かれています。さらに詳しく見ていきますと、公民館と似ていますが、郷土資料や行政資料のほか、視聴覚資料も収集し、利用に供すること、読書会、映写会等を主催すること、社会教育における教育活動の機会を提供すること、学校や博物館、公民館等と協力することなどが書かれております。

このような図書館サービスの構成要素として、ハコ、ヒト、モノで考えてみますと、図書館で重要なのは、何と言っても「モノ」、資料です。図書は、だいたい毎年約7万冊以上出版されていますので、こういった中で魅力的な「資料」を計画的に整備することで、図書館の利用率が高くなる傾向があると言われております。次に、「ハコ」についてです。「施設」も、ただあれば良いというのではなく、資料展示や学習機会を提供できる広さや設備も必要ですし、高齢者や障害者、乳幼児など住民が、図書館を円滑に利用するための機器やスペースの確保に努める必要があります。そして、一番重要なのが「ヒト」、「職員」です。専門的なサービスを実施するための知識をもった職員、できるだけ「司書」資格をもった職員が必要です。非正規や非常勤が多い職種ではありますが、安定した雇用で、経験を積んだ、その街のことをよく知っている職員がいることが、結果的に良いサービスにつながります。また、「ヒト」の中には、職員だけでなく、「利用者」のニーズを念頭に置くことも重要です。その自治体の住民に役立つ資料を収集し、サービスを展開することが基本となります。ここで、話はそれますが、世間一般的な図書館のイメージについて考えてみますと、図書館は、本を借りて返すところ、これまでのドラマや映画などでは司書が棚に本を返しているところしか表現されていないように思います。ぜひ、機会がありましたら観てみていただきたいのは、右端の二つ、「ニューヨーク公共図書館」、「パブリック図書館の奇跡」です。「ニューヨーク公共図書館」は、世界的にも有名な図書館なのですが、ネット環境のない住民に必要な機器を貸出したり、就職活動をする住民にネクタイとバッグを貸出したりと、公共施設として住民に必要な最低限の文化的な生活を保障する役割といったものが映し出されています。国が違うので、もちろん文化の違いはありますが、公共の役割として重要なことは何なのか、考えさせられる内容となっています。

図書館の新たな課題についてですが、近年バリアフリー法が策定されましたので、各自治体でもそれに合わせた環境整備をするよう検討しているところかと思えます。次に、電子書籍サービスですが、学校では児童生徒に1人1台端末が与えられ、GIGAスクールが始まりました。世の中の様々なことが電子化していく中で、図書館も当然、紙の資料にこだわることなく、電子書籍の利用について進めていくことも考えなくてはなりません。そのほか、北海道ではまだそれほど数としては多くはないかもしれませんが、日本語を言語としない住民に対しても、利用しやすい環境整備を進めることもこれからの課題であると言われております。

まとめになります。新たな課題ということで先ほど3つ挙げましたが、図書館に関して言えば、基本的な役割は何も変わっていないかと思えます。「すべての人が、豊かな人生を送ること

ができるよう、あらゆる機会に、あらゆる場所で、学習することができるように資料・情報等を提供すること」、図書館の役割は、これに尽きるのではないかと思います。簡単ですが、説明を終わります。

(吉岡議長兼会長)

ありがとうございます。ただ今、公民館と図書館の役割等について説明をいただきましたが、これらの説明に何かございましたら、挙手でお知らせいただきたいと思います。いかがでしょうか。

(質問なし)

(吉岡議長兼会長)

御説明にありましたとおり、公民館は「村の茶の間」というつどうということが寺中構想から大切にされてきましたので、改めてこういった役割を見直したいと思っております。あと、図書館の説明の中で、最初の方に「図書館の自由に関する宣言」のお話をいただきましたが、凄く大事なことで、図書館の自由に関する宣言では、図書を借りた方たちの思想・信条の自由を大切にしなければならない、いわゆる権力者がこの人はどんな本を読んでいるのかを調べようと思っても、司書さんは、そんなことは許されませんと拒否してくれる、そういうことも私たちの生活の中で大事なことだと思いますので、そんな機能を持っていることをしっかり理解しておきたいと思えます。

それでは、次に議事の(2)のイ 事例発表に進みたいと思えます。前回の会議でそれぞれの施設の現状と課題について、学習する機会が必要だろうという御意見をいただきましたので、今回、現地を視察する機会を設けました。後半協議をいたしますが、それに先立ちまして、視察いたしました公民館、図書館の状況を発表していただきたいと思います。まず最初に、恵庭市島松公民館についてですが、こちらは今年度の文部科学大臣表彰の候補館ということで、ぜひその取組を学びたいということで視察することになりました。本日は島松公民館の黒氏館長、中井主査にも参加いただいております。これから視察しました渡邊委員に状況を御報告いただきたいと思います。補足事項がございましたら館長にもお願いしたいと思います。それでは渡邊委員よろしくお願ひします。

(渡邊委員)

石狩翔陽高校の渡邊でございます。よろしくお願ひいたします。お手元の資料にありますとおり、先週の12月14日に白石委員、響田委員、石川係長、山田専門主任と共に恵庭市島松公民館に視察に伺いました。本日御出席いただいている黒氏恵庭市教育委員会社会教育課長兼図書館長と中井主査初め4名の方に対応いただきました。ありがとうございます。

事前に用意いただいた資料に基づき、施設の現状と課題について御説明いただいた後、デジタル社会への対応ですとか、障害者の生涯学習の推進、他部局・機関との連携、職員研修の方法について質疑応答の形でお話を伺ってまいりました。

島松公民館は恵庭市の島松地区にある公民館で、施設の現状は記載のとおりでございます。社会教育・生涯学習の振興ということで、市民講座12講座の運営・会場提供、市民サークルということで34サークルあるそうですけれども、サークルの活動支援・会場の提供、それから公民館事業としてICT講座とかパソコン教室、そば打ち、スマホ教室等の企画・運営をされていたり、放課後や休日の子どもの広場への支援、場所提供、学童保育への支援、場所提供として公民館内に常設をされていたりしました。それから災害時、緊急時の避難場所になっていたり、島松地域という恵庭の北側の札幌寄りの地域にだいたい人口2万人くらいがいらっしゃるそうですけ



れども、その活動拠点として公民館祭りですとか、町内会行事、地域の各種同好会等の会場となっているそうです。

それから、島松には小学校、中学校が1校ずつあるそうですが、小・中学校ですとか、恵庭市にある文教大学との連携も行っているとのことでした。これらの役割や活動を行っての課題として、島松地区は、これまで地域のコミュニティが成立をし、地区の運動会や文化祭、サマーキャンプ等の町内会行事が行われてきたようではありますけれども、町内会役員の高齢化ですとか、コロナの影響、さらには恵庭市の人口増加に伴い、島松地区も若干人口が増加をしていることで、住民の意識が変わってきていることなどもあり、住民活動が衰退をしてくれているとおっしゃっていました。子どもたちを巻き込む新たな取組を現在模索されているということでした。一方で、今年は3年ぶりに文化祭が行われ、島松地区には住民組織の館長さんがいらして、たまたま小学校のおやじの会の会長さんもされているということで、小学校のコミュニティ・スクールにも関与されていて、小・中学校との連携も行われているという実態もあるようです。

デジタル社会への対応としましては、コロナ禍で市民の学びを止めないという観点からオンラインによる英会話の市民講座を開催されたそうです。たまたま、講師の方がZoomの取扱に長けているということもあって、英会話の講座をスタートしたとおっしゃっていました。

それからパソコン教室も開催をされ、いわゆるBYOD方式といいますが、各自のパソコンを持ち込んで、初歩的な操作等の教室をされていることとか、特に高齢者、初心者を対象とした、携帯電話会社、ソフトバンクとおっしゃっていましたけれども、そこと連携したスマホ教室を開催されたり、コロナワクチンのWeb予約のサポート等を行われたとおっしゃっていました。

また、Wi-Fi環境が整備されていることもあり、児童生徒の放課後の学習活動の場となっているという話も伺いました。次いで、障害者の生涯学習の推進については、ハードの面の整備は進んでいるけれども、障害者に特化したものという観点では、行われていないということでした。市民講座等に受入希望があれば対応している程度だそうです。一回一回障害者を受け入れていきますよということを明記しなくても、そういう障害のある方たちが気軽に参加できるようなマークを考えると、そういう工夫もこの後検討しようかなとおっしゃっていました。

他部局等との連携の観点でございますけれども、防災については、避難所になっているということもありまして、胆振東部地震以降、避難所運営マニュアルを検証して整備し直したり、町内会ごとに自主防災組織を編成し、防災学習会を実施したり、公民館を使って、職員との合同避難訓練を実施するなど、館長さんいわく、「市としての意気込みが変わった」というふうなこともおっしゃっていました。学校教育との連携については、恵庭はすべての小・中学校にコミュニティ・スクールが導入されていることもありまして、公民館として、その委員になっているということではないですけれども、市民講座の作品を中学校の文化祭の時に展示するとか、様々な取り組みを通して交流を深めていると仰っていました。コロナということもあって、なかなか難しい部分もあるようです。それから、講座に関しても、高齢者がどうしても中心になっているんですけども、一応ルールとして1講座は3年間までの受講という縛りをかけているんですけども、もっと続けたいという方も多かったですし、逆にその3年間で(受講を)切ってしまうことによって高齢者が自宅から出なくなり、引きこもってしまう可能性もあるので、なかなかそこら辺のバランスが難しいんですよというお話も伺いました。公民館の役割等については、先ほどのお話にもいろいろありましたけれども、恵庭の公民館は本当に人と人がつどう、むすぶ、まなぶってというような意味で、大変献身的にというか、基本に忠実にというのでしょうか、大変充実した公民館活動をされているなというふうに感じて帰って参りました。以上が私からの報告ですが、一緒に行かれた白石委員、響田委員の方から補足があれば、よろしくお願いたします。以上です。

(吉岡議長兼会長)

はい、ありがとうございます。一緒に行かれた委員の方で何か補足ございますでしょうか。白石委員はいかがですか。

(白石副議長兼副会長)

今回、恵庭に行くことができて、本当に良いものを見せていただきましたが、見た最後の方に、公民館の皆さんが、「うちは別に普通の公民館ですよ」とおっしゃっていたんですけども、行った私たちにとってはすごい発見ばかりでしたので、どの公民館も御自身では当たり前だと思ってやっていることが、公民館同士では当たり前じゃないのではないかなって思いました。だからこそ、こうやって、新しいもの、私たちの気づきが、他のところにも伝わるようになっていかなさと思いました。それと、私は、そのお話の中で、大学との繋がり、今後はデジタルの高齢者への初歩的なものを大学生がやってくれたらいいなと思っているとか、今後の展望についてもお聞きしたんですけども、どうやって地域の人たちと繋がって、これからの課題を解決していくのかを常に考えていらっしゃるという感じですかとか、あとは島松地区も人口が増えているので、小学校の第2学童が必要ということで、第2学童を公民館の中に作ったりですか、そういうふうに建物自体も状況に合わせて柔軟に変わっているところとか、あとは、公民館の講座は上限3年となっているんですけども、その後、サークルとして自分たちでやっていくように自立を促して、そうなった時には、優先的に会館の部屋の予約ができるとか、使用料についても安く使える規程があって、その自立を促しているっていうところからしても、島松公民館っていうのは建物自体、あとは仕組みについても、そこにいらっしゃるスタッフの方も、すごく機能しているなって私自身は感じました。この時の報告書に書かなかったことで、帰りのJRの中でふと思ったんですけど、建物を全部見せていただいたんですけども、その時に私が一番驚いたことは、公民館の建物の中に掲示物がいっぱい貼ってあるんですけども、その掲示物がすべて、ちゃんと有効なもの、期日が過ぎてるものじゃなくって、最新の状況を表しているものばかりだったんです。私は、いろんな公民館に行くんですけども、たまに、これいつのですかっていうポスターを貼ってるところもあるんですよ。でも、そういうものが一つあるだけで、その掲示板の信頼度って落ちてしまうと私は思ってるんです。ここは見ても意味がないんじゃないかと。だけど、島松公民館の掲示物はすべて最新のもので、今を表しているものだったので、そういう情報の提供についてもしっかりされているなっていうところが、私はすごいなって感じていました。以上です。

(吉岡議長兼会長)

はい、ありがとうございます。今回、黒氏館長と中井主査にも御出席いただいておりますので、補足等がございましたら一言ずつよろしく願いいたします。

(黒氏館長)

皆さん、こんにちは。恵庭市島松公民館館長で社会教育課長の黒氏と申します。渡邊委員にも白石委員にも大変褒めていただいて、本当に面はゆく感じております。自分たちでは気がつかないような視点の御意見をいただいたので、公民館の役割としてというふうに捉えてじゃなくて、当たり前のようにやっていたようなことも、皆さんの視点の中で、そういった意味もあつたんだっていう新たな気づきにもなって、大変勉強になりました。本当にありがとうございます。

(吉岡議長兼会長)

中井主査からもお願いします。

(中井主査)

島松公民館の中井と申します。よろしくお願ひいたします。先ほど黒氏館長も仰っていましたけれど、本当に高く評価していただいて、気恥ずかしい感じがしているところがございます。本当にいろんなことが話題となっていて、デジタル・ディバイドですとか、様々な取組がこれからも要求されてくると思いますので、情報を素早くキャッチして取組に生かしていきたいというふうに思っています。また、そのためにはいろいろなこういった研修の機会ですとか、委員さんの意見を聞いたりですとか、そういうことが大切になってきますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

(吉岡議長兼会長)

はい、ありがとうございます。委員の皆さん質問ございますでしょうか。質問のある方、挙手をお願ひしたいと思います。よろしいですか。一言だけ、よろしいですか。島松公民館で私が注目したのは、新型コロナワクチンのWeb 予約支援をしたというところで、今の時代、すごく大事なことだなというふうに思っていたんですけども、その辺りを少し御説明いただいてよろしいでしょうか。

(中井主査)

これについてですけれども、北海道公民館協会の方から要請がありまして、取り組んだ次第でございます。やはりあの頃、皆さんはワクチンを打ちたいけれど、申込の電話がなかなか繋がらないとか、申込み方法が分からないといった声が多かったので、取り組んで良かったなというふうに思っています。以上です。

(吉岡議長兼会長)

ありがとうございます。オンラインに皆さんがすぐにつなげられるわけではないので、対面でやはり支援するっていうことも、社会教育施設のすごく大きな役割だというふうに私は思っております。そういった事例を紹介していただきまして、本当にありがとうございます。黒氏館長、中井主査、どうもありがとうございました。それでは皆さん、お礼の拍手をお願ひします。退出されても大丈夫です。ありがとうございます。視察に行っていたいただいた皆様、渡邊委員も本当にありがとうございました。続きまして帯広市図書館について報告していただきたいと思ひます。今日は石津館長と大林図書館係長にも御参加いただけると伺っております。それでは帯広市図書館を視察しました三石委員に発表をお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

(三石委員)

それでは帯広市図書館の視察について、資料6を御覧いただきながら説明させていただきたいと思ひます。先週の12月15日木曜日に、吉岡議長、宮田委員、それから道教委からは長岡主幹と齋藤主事に来ていただきまして、本当に限られた時間ではありましたが、帯広市図書館を視察させていただきました。

(1) 施設の現状と課題につきまして、建物については御覧のとおりで、職員は、正規職員11名、司書資格者が会計年度任用職員で20名、パートタイムで18名という人数で運営されているという状況でした。この資料のとおり進めていきたいと思ひますけれども、課題としては利用者が固定化されているということです。これはコロナ禍の影響だけではなくて、利用者の固定化があるという課題を認識されているということです。また、コロナ禍の影響に伴って、利用者や貸出冊数が減少しているというところで、実際にはその対策として、電子図書館などの取組も始まっており、少し改善も見られる状況にあるそうです。子どもたちを対象にしました読書アンケートというものがあります。その結果、読書が好きと答えた小学生が73.4%で、前年度

に比べて11.3ポイント減少してしまったということから、本以外に興味関心を持つ児童が増えているという現状も課題として認識されているようです。そういった対策として、いろいろと話が前後してしまって申し訳ないんですけども、児童書コーナーに手づくりのガチャガチャの箱が設置されておりまして、その中にいろんなカプセルがあるんですが、その一つにはミッションが書かれたカプセルがありまして、それを引いて、そのミッションをクリアすると、もう一つのガチャガチャを回してそこに入っている、今回の視察した段階では、クリスマスのオーナーメントがもらえるとかがあり、それと併せて、普段は10冊までしか借りられない図書を20冊まで借りることができるというようなサービスもあって、そういう取組が素晴らしいなと感じながら視察をさせていただきました。

では、(2)の方に参ります。デジタル社会への対応ということで、どちらの施設でもこういったところは求められてきているかと思えますけれども、実際に館内でWi-Fiが使えるように、自前で引くという手段ももちろんあったと思いますが、帯広市の場合は近くに商店街がございまして、そこと連携することによって、比較的成本を下げながら、館内にWi-Fiを設置されたという取組がありました。また、タブレットを設置されていたりですか、先ほどの説明にもありました電子図書館サービスもあるということで、また、帯広市は公式LINEを運営されているんですけども、そのアカウントのチャット画面の中に、図書館のページのボタンっていうんですかね、それが設置されていて、アクセスしやすいような取組もされているっていうことでした。また、それ以外について、少し飛ばしますが、Webでおはなし会っていうものもこちらに記載しております。このWebでおはなし会につきましては、当初、コロナ禍が始まった段階で、職員の皆さんが、絵本ですとか市民文芸賞に入賞された作品等を朗読して、YouTube等で発信をしていたものが、今度は地域の高校、それから帯広畜産大学の図書館との連携で、その生徒さん、それから学生さんに朗読をしていただいて動画作成までお願いしたという連携の取組もあったそうです。後程の職員研修のところを先どりしてお話してしまいますけれども、こういった取組については、日常的に職員の皆さんで会話をする中で、どうしたら利用者が増えるか、また、サービスが向上できるかっていうことを日常にお話をされていて、そういった中で、こういった取組が進められているということもお聞きすることができました。その中で図書館で運営されているSNSの一つであるTwitterを毎日更新しようというような取組もありまして、これも本当に大変なことだと、私自身も職場のSNSを運営する中で感じていますが、素晴らしい取組だなと感じました。

(3)でございます。障害者の生涯学習の推進というところでは、本当にいろんな取組があります。これについては、本当にこの文字だけではなかなかうまく伝えられないところではあるんですけども、まずは移動図書館、バスで市内を回って図書を貸し出すシステム、それからCDブック、音声ガイド付き映画、こちらに書かれてるとおりなんですけれども、そういった図書資料の整備ですね。それから、赤外線補聴システムの付いた視聴覚室の完備。それから、実際に障害をお持ちの方に宅配サービスを行っていたり、対面で朗読するサービスを行っているところなんですけど、この対面朗読等については、図書館のボランティア団体、友の会の皆さんの協力によって運営をされているそうです。限られた時間ですので割愛しながら進めさせていただきます。

(4)他部局との連携に移らせていただきます。帯広市図書館さんでは、雑誌スポンサー制度を設けておりまして、企業や団体の皆さんに購入代金を提供していただいて、スポンサーとなっていて、その1誌を貸出し用に提供するという取組があるそうです。現在は、9者ですね、団体、会社を含めて22誌を提供しているという、民間との連携を進められていて、素晴らしい取組だなと感じています。それから一行飛ばしまして、市民文芸賞ですが、これは図書館単体というよりも、教育委員会として運営されていると思えますけれども、先ほど申し上げたとおり、高校や大学の皆さんに動画を作成してもらうという取組がありました。また最後ですね、ぶっくーる便ということで、学校のクラス単位で、こういった本を貸して欲しいというものをクラスに

貸し出すサービスを行っているということです。実際に図書館が遠い学校もあると思いますけれども、そういった学校でも気軽に図書館の本を借りられるサービスが素晴らしいと思います。

(5) 職員研修につきましては、先ほど申し上げたとおりです。

(6) その他に移らせていただきます。冒頭の方でもありましたけれど、帯広市図書館さんでは、ビジネス支援、健康・医療、食文化の情報コーナーを設置されていて、先ほどの雑誌スポンサー制度もそうですが、経費面について、他の団体、企業、民間も含めて連携することによって、市全体でそういう方針を掲げているということもあるんですが、広告収入で、いろんな資金を賄おうという取組をされているということです。実際には予算組みで、新たな取組を行いたいが予算を増やしてもらうことが難しい中でも、こういった別の収入を得るという取組で、これまでの事業を存続させていたり、発展させていたりという取組が、図書館だけでなく、いろんな施設にも求められてくるかなと感じています。一つ飛ばしまして、乳幼児向けのサービスですが、先ほどガチャガチャを紹介しましたが、個人的にはこの子育て応援バッグ（絵本リスト）が素晴らしいなど、私はそういう立場になっていなかったのが気づきませんでしたけれども、実際に図書館にお子さん連れで長く滞在することが難しい中で、絵本を選ぶ時間を節約するためにも、司書さんがあらかじめバッグに10冊、絵本をセットしておいて、そのままそれを借りられることができるというサービスがあって、これが本当に喜ばれているという話を聞いて、素晴らしいなって感じたところでした。本当に雑駁でしたけれども、説明させていただきました。

(吉岡議長兼会長)

宮田委員からも補足をお願いしたいと思います。何かありましたらどうぞ。

(宮田委員)

同行させていただきました宮田です。お話を伺った時に、視覚障害の方をはじめ、目で文字を読むことが困難な方のために、サピエ図書館というところと連携しているところが素晴らしいなと思ったことと、施設の中の障害者用の駐車場に3台駐車されること、お手洗にユニバーサルベッドが設置してあったところに、いろいろな方が参加できる安心感があると、私は視察して思いました。以上です。ありがとうございました。

(吉岡議長兼会長)

はい、ありがとうございました。私の印象的だったことですが、帯広市図書館さんはいろいろコラボレーションがお上手だと思って思いました。例えば、動画を作る時も、市の広報部門の職員とコラボレーションしたり、あと三石委員の報告にありましたように、地域の高校ですとか大学ですとかと連携するのも本当に丁寧に行っているなというのが印象的でした。あとWebでおはなし会も、コロナで対面でお話し会を開くのが難しい状況をどう乗り越えていくのかっていうところで、工夫をされてWebでおはなし会というようなものをお作りになったと聞いたんですけども、そこで著作権の問題があるので、勝手に読み聞かせできないんですね。動画を作ってしまうてはいけないんです。そこで、工夫したのが帯広市の市民文芸ですとかジュニア文芸っていうことで、作品を募って表彰されていますので、それでしたら、著者の方の了解を得ることができれば、読み聞かせの内容として、それを読んでもらって提供することができるっていう、その工夫は私の中では非常に印象に残っています。それを高校生とかに協力してもらって取り組んでいるっていうところが、結構印象に残っております。

それでは今日は帯広市図書館の石津館長と大林係長に御参加いただいておりますので、一言ずつ補足ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(石津館長)

今日は先週おいでいただきました視察の報告を伺うということで、ありがとうございました。どうしてもやっぱり図書館を利用しておられる方は、こちらの資料にも課題という形で出ていたけれども、本当に市民全体だというわけではないものですから、そのところをいかに広げていっていかるところで、先ほど来出ていました社会教育施設ですとか、あるいは高校・大学とか、こういったところにもいろいろ声掛けをさせていただいて、そういった繋がりを持って、少しずつでもそういう輪を広げて、市民の利用を広げていきたいなという思いで、本当にうちの職員がいろいろ考えて、アイデアを出してやってくれていますので、そういったところを今後も粘り強くやって、広げていきたいなというふうに思っています。以上です。

(大林係長)

図書館の大林です。先日はどうもありがとうございました。視察ということで、大変緊張していたんですけども、私自身もこの資料を作りながら、いろいろなことをまとめていく中で、いろいろな気づきを得ることができました。先ほど吉岡議長の方から、コラボレーションが上手という言葉をいただいて、本当にやって良かったなというふうに思っています。司書たちもきっと喜ぶと思います。これからもまたいろんな形で皆さんにサービスを提供していけたらなというふうに思いました。どうもありがとうございました。

(吉岡議長兼会長)

ありがとうございました。それでは帯広市図書館に関して、御質問のある方いらっしゃいましたら挙手をお願いしたいんですけども、ここは聞いてみたいというところはございませんか。よろしいでしょうか。一つ大林係長に紹介してもらいたいものがあるんですけども、視察の時にティーンズのブックリストをやめて違う形にしたという話をさせていただきましたよね。あちらの話は私にちょっと印象的だったので、少し御紹介いただいてもよろしいですか。

(大林係長)

委員の皆様は視察の時に渡させていただきました資料の中のこの部分に載っていることですね。以前、中高生向けにティーンズという司書がお勧めするブックリストを作っていたんですけども、印刷して置いておいてもなかなか減ることがなくて、これはどうしたものかということで、いろいろ司書を含めて話し合っただけです。1人の中学生のお子さんがある司書がいて、なかなか本の好きなお子さんだったんですけども、(そのお子さんから)「そういうものを置いても、私持ち帰らないかもしれない」という話を受けまして、それは一般の方に広げるのは難しいという気づきを得まして、じゃあどうしたら中高生の皆さんに届けられるんだろうということで、いろいろ考えたところ、皆さん悩みっているいろいろ抱えていると思うので、例えばLGBTQとか性教育とか、そういったところで、皆さんが抱えているような疑問だとかを解決に導くような指南書のブックリストがあったらいいんじゃないかっていうことで、思い切って長年やってきたティーンズをぱったり止めまして、キミヘノチカラシリーズということで、ブックリストを展開することにしました。今のところ、性教育とLGBTQまでにとどまっているんですけども、それぞれ幼児から小学生向け、次に、中高生向けっていうことで、二段階の年代に分けてそれぞれブックリストを展開しています。結構好評ですので、今後もいろんな形で、いろんなテーマを持って作成していけたらなというふうに考えています。以上です。

(吉岡議長兼会長)

はい、ありがとうございました。思い切って今までやってきたことを変えるっていうことは、なかなか難しいものがあるんですけども、その辺のアンテナの張り方とかに、すごく私は刺激

を受けました。すごく挑戦する気持ちを感じられて、参考になった事例だったなというふうに思っております。どうもありがとうございました。それではこれで図書館の方は終了したいと思います。石津館長、大林係長本当にどうもありがとうございました。次も控えてらっしゃるっていうことですので、退席していただいて結構です。どうもありがとうございました。

それでは続きまして、協議に入りたいと思います。先ほど恵庭市島松公民館、そして帯広市図書館について事例発表していただきましたが、それを踏まえて、委員の皆様からそれぞれの立場で、御感想でも結構ですし、まだ、今回2回目ですので、いろんな御意見をいただきたいと思っておりますので、お願いしたいと思っております。時間の限りがございますので、1人2～3分程度なんですけれども、順番にお願いしたいと思っております。それでは宮田委員、大丈夫ですか。

(宮田委員)

図書館については、今回視察に行かせていただき本当に勉強になりました。ありがとうございました。やはりオンラインの状態でもホームページを拝見したり、チラシとか御案内を見させていただくと、実際に現地に行って、状況を見たり、また、利用者さんの様子ですとか、流れてる空気とかを味わうっていうのは、全然違うものだなあと思いました。公民館の方にはお邪魔していないんですけれども、やはりどのようにしたら地域の活動の力になれるかっていうところが課題なんだなと思っていて、コロナワクチンの予約とか、そういう今現在何が必要かっていうところに対応してるのは素晴らしいなあと私も伺っていました。多分すごく敷居が高いって感じる方とか、あと地域の方で、ここには目的もないのに行ってもいいのかなと思ってる方もいらっしゃると思うと、やはりこういうふうにコロナワクチンだから行かなきゃとか、図書館でこういうことをやっているから行ってみようっていう、その第一歩が踏み出せる機会がいろんな形であるといいなあとと思って話を伺っていました。以上です。

(吉岡議長兼会長)

はい、ありがとうございました。続きましてお隣の轡田委員、よろしくお願いいいたします。

(轡田委員)

はい。初めて口を開きます轡田です。皆さんお世話になります。私は島松公民館に行かせていただいたんですけれども、先ほど白石委員がおっしゃっていたように、本当に明るい施設で、いろいろな物が充実しているっていうことを、現地に行かせていただいて、いろいろ思うところがありました。第1回目の時にも、今、深川市は公民館を建設予定とっておりましたけれども、こういうこともああいうことも、いろいろなものを、そこへ含めさせていただいたら、最高の施設ができるのではないかというふうに思っております。図書館につきましては、深川市は、本当にスポーツ関係にしても図書館にしても、すべて地域が広いということで、ハード面ではバラバラなところに建設されているんですね。それなので、あることはあっても、そこをきちんと有効活用できているのかなと考えたときには、高齢者の方にも、私も高齢ですけれども、例えば、車の運転ができない方には、どうなのかなっていうふうなことを多々思いを巡らせていましたので、これから、例えば駅の近くでそういうものも取り上げられることができればいいのかなっていうふうに考えています。図書館につきましては、帯広市の図書館の、今いろいろなことをお聞きしましたので、何か図書館でこういうことができないのかなっていうことを、我が市の図書館の司書の方にもお伝えをしていくことが、ここで委員となった私の使命でもあるのかなと考えております。いろいろなことが頭の中では巡っているのですが、皆様のようにきちっと答えることができなくて申し訳ないんですけれども、私は本当に学びをさせていただいたなと考えております。これからもよろしくお願いいいたします。

(吉岡議長兼会長)

はい、ありがとうございます。今、口頭でお話いただきましたけれども、終わった後に、残しておきたいというようなことがございましたら、文書にして事務局の方に出していただいても構わないと思います。続きまして、岡部委員、お願いできますでしょうか。

(岡部委員)

よろしく申し上げます。私は、もともと本籍が釧路市の教育長をやっておりますので、今、名簿を見ながら、恐らく私しか言わないようなことを発言させていただこうかと思っております。資料2の全体構想を拝見いたしました。非常に上手くまとまっているなと思いましたが、最終的には、社会教育施設の今後あるべき姿というようなものをあぶり出していき、そんな展開かなと思われました。その上で、私が、日々、社会教育施設に関わっている中で、課題と感じていることを、具体的にお話をさせていただきますが、もし、この話が、今後の全体構想の中でなじまないとしたら、事務局で削除をいただきたいと思っております。1点目です。今、各地の社会教育施設のほとんどが老朽化という課題に直面しているはずです。ただ、文部科学省の力量なのか、社会教育施設の改修等々に関わる有利な補助制度とか起債は、ほとんどありません。それですので、何か施設を改修しようとした時には、自治体の持ち出しが非常に多くなっていくというところで、この経費の問題は避けて通れないのかなというふうに思っています。それから、これも平成の中頃から指定管理者制度というものが導入されていて、各地の例えば公民館施設、図書館施設でこの制度を入れながら、つまりは民間委託が進んでいるはずなので、今申し上げた、施設の改修費に関わる自治体の対応、あるいは指定管理者制度による民間への委託を、この議論の中でどう位置付けて、反映させていけるのかいけないのか、ここは少し事務局段階で御検討いただければと思っております。基本的な資料2の考え方は、私は是としておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(吉岡議長兼会長)

はい、ありがとうございます。岡部委員の御発言・御指摘は、おっしゃるとおり本当に大きな問題で、施設改修の際に同じようなものを作ることが難しいということになれば、違う形で補助が出るものという選択もせざるを得ないことも考えられますので、非常に大きな問題だと思っております。御発言をしっかりと事務局の方とも議論しながら、考えていきたいなと思っております。ありがとうございます。続きまして、松井委員よろしく申し上げます。

(松井委員)

初めまして。北海道国公立幼稚園・子ども園長会からの参加となります、松井と申します。よろしく申し上げます。様々な社会教育施設の御説明ですとか、視察の御報告を大変興味深く聞かせていただいております。私の仕事から幼児とその保護者と関わることが多いものですから、その視点から話をさせていただきたいと思っております。例えば、公民館でありますと、つどう場、まなぶ場、むすぶ場ということで、御説明いただきましたけれども、幼児そして幼児を持つ保護者には、コロナの影響があり、ちょうど今、幼稚園に入園してくる3歳、4歳あたりはコロナが始まった頃に生まれたお子さんですので、集いの場に全く出向くことができないまま、入園してきている実態がございます。昨年ぐらいからやっと少し落ち着いてきて、札幌市でいろいろな施設が行っている子育てサロンなどに、少しずつ出向くことができるようになって、地域とつながることができるようになってきているような状況ではありますけれども、やむを得ないことではあります。外との関わりがないままに入園してきているということもありまして、やはりこれまでの子どもたち、保護者の方との外との繋がりがなくことによる弊害があるなっているところだと思います。そういう状況でしたので、今、これからどう社会とそういう方々をつない



でいっかかっていうことが、私たちの役割というふうに思っているんですけども、そう考えると、こういう公共の施設の役割ってというのは非常に大きくて、かつてに比べると子育て世代の孤立化ということも言われておりますので、こういうつどう場ですとか、他の人とつながる場の重要性を非常に感じております。もちろん、なかなかそういう場に出向けない方もいるんですけども、やはり子育てサロンなどに行って、他の同じ年代のお子さんを持つ保護者の方同士で話をしたり、その施設にいる職員の方と話をすることで、子育ての孤立化から逃れることができたりということもありますので、そういった意味で、こういう公共の施設の役割は大きくなるかなというふうに思っています。島松公民館さんでもコミュニティとして成立しているということで、やはり地域でそういう方も巻き込んだ様々な活動を行っていく、子どもを巻き込んでいく、そこにやはり、幼児教育の場合は、幼児期はいかに保護者同士がつながるかっていうことはすごく大事ですので、とてもいい取組だなと思って聞かせていただいております。札幌市は、ちょっと大き過ぎてなかなか全体でということは難しいんですけども、区でもちょっと大きいので、それぞれの地域で繋がっていきながら、例えば幼稚園なんかもその中の一つとして、そういう方々が集える場として、今動いていますけれども、やはりその役割と、他でどういうことに取り組んでいるのかって情報の情報をいただきながら、様々な取組を行っていきなりたいなと思っているところです。それから図書館についてですけども、御説明いただいた中で、乳幼児向けのサービスってということにも帯広市さんの方で取り組んでいるってことですが、やはりこういう取組はすごく増えてきているなって思っております。幼児期における読書、絵本が主になるかと思うんですけども、その重要性が国の方からも示されていますので、こういう機会の提供ってというのは、率先して、やはり公共施設で行っていく必要があると思っています。札幌市でも、絵本図書館ってものがありまして、そこで、個人の利用、幼児教育施設の団体利用、それから、バスなどで乗り付けられるようにするとか、あと、親子で一緒に行って団体で利用ってということとか、様々な施設形態ですとか、形態に応じた利用の仕方もありますし、やはり働いている保護者の方が増えてますので、そうしたライフスタイルに合わせた利用の仕方っていうのも、これからどんどん開拓していかなければならないのではないかと考えていたところです。以上でございます。

(吉岡議長兼会長)

はい、ありがとうございました。それでは、その隣の平田委員、よろしく願いいたします。

(平田委員)

こんにちは、平田です。よろしく申し上げます。視察お疲れ様でした。いろいろな資料ありがとうございました。自分は、実は島松小学校に数年前に勤務していたことがございまして、公民館さんとは非常に関わりが深く、本当にお世話になったことを思い出しました。その時に今回は市教委の方が対応されたんですけども、地域の方の館長さんが先ほどいらっしゃると言っていたんですけども、公民館の運営というところでは自分も参加させていただいて、地元の方たちと一緒に話しをする機会もたくさんあり、本当に公民館が地元に根付いているなっていうのを感じたところもありました。また、自分がいる時に、公民館の全国大会っていうのがあって、この島松公民館に全国から集まる機会がありました。運動会とかサマーキャンプって書いてございますが、学校と非常に連携をとっていて、子どもたちがすごく参加していて、私も全部参加していました。文化祭は多分、公民館祭りのことだと思うんですけども、サークルさんも日本舞踊だとか、歌だとか、それから文化作品の展示、サークルの発表だとか、それからバザーでそばだとかうどんだとかを実施していて、コロナになって厳しい状況なんだろうなと思っていましたけれど、今年度実施したと書いてあったので、良かったなと思いました。公民館の向かいには、かつら公園があるんですけど、小学生も中学生もかつら公園か公民館に行けば、子どもたちに会えるというくらい、本当に公民館を活用していたなっていうのを思い出しました。本当に公民

館の皆さんは頑張っているなと思いました。実は恵庭市の図書館も活動が非常に盛んだったので、ちょっと図書館にも興味ございますが、帯広市図書館でデジタル社会への対応ということで、電子図書館サービスって書いてございましたが、先ほど聞けば良かったのかもしれないのですが、帯広市にいくつか図書館があって、あるいは学校の図書館とつながっているということでしょうか。コロナなので、なかなか図書室に行ったり、本に触ったりっていうところが厳しい部分があるのかもしれないんですけど、お子さんであれば、学校の図書室に行ったら帯広市図書館さんにアクセスできるとか、帯広市の事情は分かりませんが、違う図書館から帯広市図書館にアクセスできるとかということであれば、すごくいいなっていうふうに思ったりしました。説明で分からなかったの、後で教えてください。ありがとうございました。

(吉岡議長兼会長)

三石委員、電子図書館について補足しますか。

(三石委員)

御自宅を含めて、帯広市民の方にIDが発行されていて、そのIDを入力することによって、電子化された図書を見る、借りることができるというサービスが電子図書館のサービスです。

(平田委員)

はい。ありがとうございました。そうかなあとって、すごく良いなっていうふうに思いました。

(吉岡議長兼会長)

はい、ありがとうございました。続きまして、遊佐委員、お願いいたします。

(遊佐委員)

皆さん、こんにちは。今日は、公民館、図書館の施設の御報告どうもありがとうございました。大変興味深く拝聴しました。今日配られている資料の中の資料6のところ、帯広市図書館の利用者が固定化されているというコメントがありましたが、恐らく多くの社会教育施設に共通する課題でもあるという気がします。よく利用される方は非常によく利用して、あまり関わりがない、利用されない方は、ほとんど足を運ばないってところが、どの社会教育施設でも課題になると思います。それで、今日の御報告も含めて、お話を伺って思ったのが、利用者というか一般市民の方が、利用したいというような関わりしろをもっと多く持たれることが、その施設の有効性を高めていくことになると思います。それぞれの施設が持っているモノですとかハコの良さ、それから経験知識豊富な職員の存在がありますので、そういった施設が有する有形無形の良さを発信できるように、それを知った人が、利用につなげていただけるようにするために、館発信で何かイベントをされたり、館を会場に利用者が何かを起こす時にバックアップするような形で、ホームページですとか、町の広報ですとか、そういったことを通じて発信されるような取組も一つの方法ではないかなと思います。それから、帯広市図書館さんでは、雑誌スポンサー制度で多くの協力が得られているという御報告もありましたが、今年何度か訪問した滝川市立図書館さんも同じような取組をされていて、年間予算に近いぐらいの協賛金というか協力をいただいて、雑誌を各企業さんが媒体を決めて、年間を通して支援されています。図書館発出もしくは図書館がプラットフォームになって、市民の方が自由に参加されるような取組もされているというような報告を、僕が学生を連れて行った時に、実際に紹介いただきました。それで、もっと社会教育施設、各施設さんで持っている良さを発信していただけたら、施設もそうですし、町も明るく充実した運営に繋がっていくなと思いました。社会教育諸施設における現在の取組内容、

施設でできることの発信によって、関わりしるを明示し、施設利用者の裾野を広げ、まちづくりのプラットフォームにも繋げられると思います。併せて、催事や取組紹介などで、パブリシティの活用も有効と考えます。以上です。

(吉岡議長兼会長)

はい、ありがとうございました。続きまして渡邊委員、お願いいたします。

(渡邊委員)

私は学校教育の方に携わっていますので、なかなか社会教育とか、こういう施設がどうなっているのかをきちんと理解できていなかったことを改めて感じました。今回、施設に伺ってみて、施設・設備もそうなんですけれども、やはり人の重要性って言うか、今回、館長というか社会教育課長さんはここに常駐ではないので、お2人の方、先ほど参加されていた中井主査は、社会教育課長を経て退職された方で、もう1人今井さんという指導員の方がいらっしゃったんですけれども、その方は石狩管内の小学校の校長先生を御退職されて指導員として勤務されていらっしゃいます。それなので、そういうお2人の方が、大変人柄も優しくて、子どもたちにも、それから当日は工芸というか美術の講座と、それから、サークルでしょうか、クリスマスケーキを作っている会の方たちが来ていらっしゃいましたけれども、そういう方たちにも本当に気さくに声をかけていらっしゃるっていうのは、やはりそこにいる職員っていうか、人がどう関わって周りと繋がっていくのかっていうところがすごく重要だなっていうことを改めて私は感じた視察でした。ちょっととりとめのない感想で申し訳ありません。以上です。

(吉岡議長兼会長)

ありがとうございました。続いて白石副議長お願いします。

(白石副議長兼副会長)

私も今、渡邊委員がおっしゃったことを本当に感じていて、響田委員と視察後に昼食をいただいた時にも、公民館には職員の方がいて、それが重要だという話になったんです。何かこうしたいと住民の方からの相談であったり、何か解決しなきゃいけない問題があったら、公民館というハコだけで解決できるものじゃない場合は、他の部局と連携したりとか、そういうものが必要だっていうところとか、あとは社会教育のそもそもとか、公民館のそもそもとかを分かっている方たちがいるっていうことが、公民館の信頼度になっていくっていうところからすると、先ほど、岡部委員がおっしゃった指定管理、民間委託による建物の管理と、あとは誰がそこで、公民館を分かる人たちとして運営していくのかっていうところの兼ね合いが私もとても気になりました。あとはその老朽化の資金という話もあったんですけれども、今日は公民館の役割っていうパワーポイントで説明をいただきましたけれども、その中でも、資金調達についてのことが、これからはクラウドファンディングのことであったり、あとは社会教育施設を複合施設として整備してっていうことがあったんですけれど、これもすごくこれからの課題だなと感じたので、実際にこういうことをしているところがあれば知りたいと思いました。また、図書館で先ほどスポンサー制度を使ってという、自分たちだけの予算ではなく、外からのお金、力を借りてっていうところは、これからますます必要になるなと感じたので、その2点ですね、資金の問題と、あとは誰がそこにいるのかっていう、資料2でいうと⑤職員に必要な資質・能力、この部分について、これから、もうちょっと深めたいなと感じました。以上です。

(吉岡議長兼会長)

ありがとうございました。続いて大原委員お願いいたします。

(大原委員)

手短に済ませますので、画面共有してもいいでしょうか。実はちょうど苫小牧市の方で、12月から私たちは先ほど来から話題になっている指定管理を受けまして、図書と公民館のような機能を持った共生型地域福祉拠点っていうのをやっています、まだ1ヶ月しか運営していないんですけども、ここでやっているところを通じて、少し課題意識を共有できればと思っています。僕自身はゆうゆうという福祉法人の理事長になりますので、福祉法人と図書管理を専門としている株式と一緒に指定管理をしています。本は3万冊程なので、図書館と呼べない図書スペースというような形にしていますが、子どもたちに特化して、お母さん方にも来ていただきたいということで絵本ホールというものを作ったりしながらやっているんですが、もう一つはカフェというものも中に入れて、ここでは障害者就労でやっています。先ほどマネタイズというか、資金の話もありましたけれども、ここは指定管理料とプラスして、いわゆる福祉的な事業のお金も得て、それを合わせて運営しているというような経営の設計になっています。あとはギャラリースペースということで、障害のある方の作品の展示であったり、これからは子どもたちの諸々の展示等を市民ギャラリーとして使っていただくということであったりとか、ここはパブリックスペースということで、皆さんに集まっていたりというところなんです。あとは面白いというのは何なんですけど、図書館というところに訪れて、最初は本を読んでいた御高齢の方が、一人暮らしをされていて周りに頼られる方もいらっしゃらないので、ここがその方の居場所になって、オープンからはほぼ毎日、朝から晩までいらっしゃるといような、いわゆる、今、単身世帯等が増えて孤立・孤独になっている方々の居場所というところになったり、福祉はどちらかっていうとアウトリーチと言って、その方の所に訪問したり、こちらからお出かけしていたようなことが、福祉的な拠点ではない文化施設なんですけど、福祉的なニーズを持った方々が多数訪れてくる場であったり、何かかしまった相談する場所じゃないがゆえに、いろいろな困りごとだったり、生きづらさを吐露していただく場面っていうのが、わずか1ヶ月でもあったということを見ると、非常にこの図書・文化施設・公民館っていうところと、今まさに地域が抱える福祉課題みたいなところの親和性は高いなと思っています。僕らが、今回このサロンを運営するに当たって最も重視したのが、主体性をどう育むかということですね。先ほど来の議論で、確かにどういうふうに市民の方を受け入れていくかとか、市民の方にどういった配慮とサービスを提供していくかという視点もあるんですが、むしろ、そこに住まうもしくは近隣にいる市民の方々が、自分たちの拠点としてここをどう運営していくかという、そういう主体性を持たないとならないと思っています。誰かが何かをしてくれるというところからの脱却ですね。ですから、そういった主体性を持ちたいということで、例えば図書もですね、ここに「能動的で多様な図書館」を宣言と書いているのですが、単に図書を借りて、手続きをして、返すみたいなことではなくて、自分たち市民が、どう能動的に図書に関われるのかみたいところで、例えば自分たちで本を並べることができるとか、自分で作った絵本や写真集をここに蔵書できるとか、何かそういう手がかりを見つけながら、僕らもチャレンジしているところがあるんですけど、先ほどの公民館の役割の資料の中にあつた、主体性の手がかり、きっかけをどう作るかというところが重要ななと思いました。最後に情報共有というところで、先月僕がお邪魔して、非常に感銘を受けたんですが、兵庫県の尼崎市は、公民館を地域のまさに街づくり・行政の核として、行政の方を各地区にある公民館にしっかりと配置して、先ほど来から出ている地域の、いわゆる根付いたニーズをキャッチアップして、住民の方とまちづくりをしていくというように、そういうコンセプトで公民館を運営されています。みんなの尼崎大学というものも作って、学びとその公民館の、ある意味で分権化を図って、市民が主体となった地域づくりをという実践をされていました。そこまで行くと、かなりハードルが高いと思うんですが、やはりいかに主体性を持って「してもら」からの脱却をし、能

動的に自分たちが関わっていくというようなしつらえが、これからの時代は必要なのではないかなと思いました。ちょっと長くなってしまいましたが以上です。

(吉岡議長兼会長)

はい、ありがとうございました。終了時間が16時で、皆さんに見ていただかなければならない資料もございますので、申し訳ないんですが、少し手短にまとめていただければ幸いです。それでは三石委員、お願いします。

(三石委員)

今、大原委員がお話しされた施設につきましては、私の地元が苫小牧ということもありまして、SNSを通じて図書館がいい感じだったという感想を聞いていました。私自身も帰省のタイミングで訪れてみたいと思う施設の一つです。手短にということですが、ここ最近、私自身が困ったことを、相談所ではないと分かっている上で話させてください。発達障害を抱えられた利用者の方が、我々の事業に参加したいということがあった際に、それをどう受け入れるかで、職員の中の理解が少し乏しくて、少し邪険な扱いになってしまいそうな状況がありました。その段階で私自身も適切ではないと思いつつも、必要な知識がなかったことから、対応がうまくできなかったという反省もありました。そういった中で、先ほど公民館だけで対応できるものではないというところもあるかと思いますが、私自身で学ぶことも必要だと思いますけれども、そういったところにつながれる場所、相談場所というのでしょうか、知識を得られるような関係機関にどうつながっていけば良いのかということ、職員の資質に関わる場所かもしれませんが、これは実は指定管理というところにも関わるんですけども、そういうところのノウハウですとかを指定管理施設だと得にくい面もありますので、ぜひ、情報提供をしていただく必要があるかなと思います。指定管理については、1回目の会議でも少し話させていただいたんですけども、やはり情報不足がありますので、そういったところの解決が必要になるのかなと思います。指定管理者同士でネットワークを作ることを嫌う自治体もあると聞いてはいますけれども、今そんなことを言っている時代でもないと思いますので、ぜひ、いろんなコミュニティ、ネットワークを形成していく中で、いろいろな課題を解決していく必要があるかなと思いますので、そういったところも、今後の全体構想の一部の、さらにその細かいところでも結構ですので、取り上げていただけたらありがたいと思います。以上です。

(吉岡議長兼会長)

はい、ありがとうございました。それでは、続きまして近江委員お願いいたします。

(近江委員)

時間も限られていますので、手短にしますが、先ほどの白石委員や大原委員の言われていたところとかぶるところもあると思います。今後、公民館とか図書館に限らずですけども、税収が減るといこととかをいろいろ考えた時に、やっぱり公共的な活動も自分たちで財源を確保するところは、全体的に大事なことなのかと改めて感じました。まさしく今回の言葉で書いている資金調達ということ考えた時に、今日、本当にいろいろな視察の報告がありましたけれども、資料で公民館の歴史みたいなのを見せていただいた中で、故きを温ねて（ふるきをたずねて）新しきを知るじゃないんですけれども、公民館のそもそもの寺中構想の中に「産業振興の原動力」ってことが書いてあるんですよ。これがただ公共的利用というところが社会教育法にうたわれている中で、なかなかその稼ぐってということが、個人の利益みたいなことにつながるの、このあたりが掘り下がらなかったのかなと勝手に想像したんですけども、ただ公共的にみんなが稼ぐというようなコンセプトは、これから資金調達の一つとして大事になってくるのではない

かと感じました。それで、もしかしたら寺中想定も産業振興の原動力とうたってる中で、我々が知らないだけで、過去の公民館の使い方の中で、もしかしたら主体的に産業を興した事例とかがないのかなと、そういうところに我々が学ぶべきことがあるんじゃないかと思いました。もし何か御存知の方ですとか、道教委でその辺りを調べていただいて、どこかのタイミングで共有いただけたら嬉しいなと思いました。先ほどの帯広市の事例でも、ビジネス支援とか、例えば職業の知識とか技術の向上に係る講義とか講座がやられてきたと思うんですけども、もっと主体的に、公的規制があるけれども、収益を上げられるような事例があれば、何かそこにヒントがあると思いましたので、ぜひ、どなたか御存じであれば教えてください。さっとネットで調べたんですけども出てきませんでした。私の調べ方が悪いので出てこなかったと思いますので、御存じの方がいれば道外の事例を含めて教えていただけたら嬉しいと思いました。以上です。

(吉岡議長兼会長)

はい、ありがとうございます。それでは、松田委員お願いいたします。

(松田委員)

こんにちは。よろしくお願いします。公民館とそれから図書館の調査、ありがとうございます。参考にさせていただきます。私は講義があり途中からの参加でしたので、島松の方は伺えませんでしたけれども、帯広市図書館の方は拝聴させていただきました。中でもTwitterをうまく活用されていたりとか、それからリーフレットみたいなものを作られていて、ティーンズだとかから変わったというようなこと、ああいうふう新しい何か試みをされているということは、すごいなあと思いながら伺っていました。ちょうど今日の講義の中で、社会教育はなかなか学校教育に結びつかないという話をしていたんですけども、先ほど図書館の方からそういった試みがあったという報告があったことを捉えると、学校側もしくは教員側から、それを捉えきれていなかったのかなというところを少し感じ、反省した次第です。その中で、図書館でそういったことをされていることを学校もしくは地域の方々もなかなか御存じないというところもありましたので、それをどうやって周知し、捉えられるような、アクセスがうまくいくような仕組みができる、そういったことを考えていかなければならないのかなと思いましたので感想として述べさせていただきました。もう1点は、図書館もそうでしょうし、公民館もそうかもしれませんが、なかなか居場所がなく、もしくは居づらい場所が多い中で、サードプレイス等の場所としてどう活用していくのかということも、先ほど大原委員からもありましたけれども、そういった場所をどうやって作っていくのかということ、今後、社会教育施設の活用としては、非常に大事な部分であるということが一層高まるのかなという気がいたしました。以上です。

(吉岡議長兼会長)

はい、ありがとうございます。それでは杉澤委員、お願いいたします。

(杉澤委員)

視察された委員の皆様、御報告ありがとうございます。施設の現況がよく分かりました。私を感じたことは、全体としてやはり連携というものが一つキーワードだろうと、さらに拠点化です。様々な定義もございましたが、公民館、図書館ともに人的資源の宝庫であります。では、そこをどう活用していくのか、定義を見ても限定されているようでされていない。様々な地域のニーズがそこに集まってくる、これはとても良いことです。じゃあどうやって地域課題を解決していくかっていうと、これはもう幅広過ぎてですね、連携しないと無理だと思います。そこで、やはり連携と拠点化というものが新たな課題になってくるんだろうと思います。とにかく現状として、私を感じたのは、人が学んだり、その場に行く意欲、それに通じる多様なきっかけを絶え間

なく提示し続けていく、そういうことなのかなと感じました。以上です。

(吉岡議長兼会長)

はい、ありがとうございました。田丸委員は途中で退席されたので、皆さんに御発言いただいたと思うのですが、よろしいですね。皆様からいろいろな御意見をいただきまして、これからの審議の中でも柱になるものがいくつかあったと思います。大原委員は取り組まれて1ヶ月ということでしたけれども、新しい居場所といいたいでしょうか、拠点づくりに取り組まれているということですが、皆様方の意見にもありましたとおり、そこで人ですよ。どういう人がどういう立場で、住民の方たちとつながっていくのか、場合によっては本当にいろんな考えの方がいらっしゃるの、主体的な形でというふうにも考えても、違う方に行ってしまうことがあることも仮定できるのではないかと思いますので、大原委員の取組はこれからもすごく興味深く思っておりますので、情報提供をお願いできたらなと思っております。あと、先ほど社会教育の産業振興の話も出ておりましたけれども、それについては事務局の方で少し調べていただきたいなと思います。私と子育て支援、子どもの育ちについてという面に関しては、例えば、共同学童保育所とか、共同保育の歴史、社会教育分野の部分もあるんですけど、そういう自分の身近な困り事から、皆さんが学びあって、今は当たり前前に保育所を使っていますし、当たり前前に学童保育所を使っていますけれども、それがあつた種の仕事として展開していく事例もございまして、そんなところも我々は勉強したらいいのかなというふうにも思います。それでは次に進みたいと思います。議題の4 その他の(1)北海道子どもの読書活動推進計画〈第五次計画〉(原案)の意見の聴取について、事務局からお願いしたいと思います。

(齊藤主査)

皆さん、こんにちは。社会教育課地学協働推進係の齊藤と申します。よろしくお願ひいたします。社会教育委員の皆様方には日頃から北海道の子どもたちの読書活動の推進にお力添えをいただいております。誠にありがとうございます。本日は、子どもの読書活動推進計画に関わつて、お願ひがありまして伺いました。子どもの読書活動につきましては、社会全体でその推進を図つていく必要があるため、道教委では平成15年から北海道子どもの読書活動推進計画を策定して、地域や学校、関係機関、団体と連携して、様々な施策に取り組んできたところであります。今年、平成30年に策定しました第4次計画の最終年度となっております。そのような中、少子高齢化、人口減少、情報化の進展、新型コロナウイルスによる新しい生活様式の確立など、第4次策定後の子どもを取り巻く読書環境は急激に変化しているところであります。国におきましても、GIGAスクール構想の推進や、読書バリアフリー法の制定、道においては、地学協働の推進など、新たな施策や取組が進められているところです。この度の計画策定に当たりましては、こうした状況や、国の動向を踏まえて、子どもたちの読書活動がより一層推進されるよう、社会教育委員の皆様はもとより、関係機関や有識者、広く道民から御意見を伺いながら、実効性のある計画にしていきたいと考えているところであります。先日、委員の皆様方にも、当課で改定作業を進めております計画の原案を送らせていただいたところです。お気づきの点等がありましたら、同封しております別紙様式に御意見を記載の上、メールかFAXで私まで送っていただくと幸いです。なお、募集期間は、来年1月10日までとなっております。また、メールの場合は、本様式を使わずにメール本文でと書いておりますが、この様式で送っていただいても結構ですので、どうぞよろしくお願ひいたします。

(吉岡議長兼会長)

ありがとうございました。ただいまの説明で何か御質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは続きまして、今後のスケジュールについて事務局から説明をお願いいたしま

す。

(山田課長補佐)

まず、今回の会議における議事録なんですけれども、少しお時間をいただいて、たたき台を作った上で皆様に御確認いただきたいと思います。お手数をおかけしますが、どうぞよろしく願いいたします。今年度、来年の3月までにもう一度会議を設けさせていただきたいと思います。一応3月を予定しております。年度末のお忙しい時期と思いますが、日程調整をいたしますので、どうぞよろしく願いいたします。以上です。

(吉岡議長兼会長)

はい、ありがとうございます。全体を通じまして何か御質問、確認しておきたいことはございますでしょうか。大丈夫でしょうか。よろしいですね。それでは皆様の御協力により時間どおりに終わりました。長時間にわたり本当にお疲れ様でした。また、次回の会議よろしく願いしたいと思います。どうもありがとうございます。